

熊本県公報

目次

告示	
道路の供用開始	(道路維持課)
平成十三年度一般会計補正予算及び特別会計予算の要領	(財政課)
公告	
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)
県営土地改良事業計画	(農村計画課)
開発行為に関する工事の完了	(建築課)
争議行為の予告	(労働雇用課)
平成十三年度熊本県総合行政ネットワークに係る高速通信機器(ATM方式)の購入に関する落札者の決定	(情報企画課)
平成十三年度熊本県総合行政ネットワークに係るインターネット回線専用サービスの調達に関する一般競争入札の実施	(情報企画課)
登載依頼	
博物館の登録	(教育委員会) 一〇
熊本県立高等学校則の一部改正	(教育委員会) 一〇
平成十四年度の県立高等学校生徒の募集定員	(教育委員会) 一〇
くまもとアートポリスアドバイザー委員会開催	(くまもとアートポリスアドバイザー委員会) 一四

告示

熊本県告示第七百八十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成十三年十月十二日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成十三年十月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類、路線名及び供用開始する区間等		延長 (メートル)	備考
一般県道	植木 山鹿線 同所 四一五七番二地先まで	鹿本郡鹿央町大字広字楠木元 一一〇四番一地从先から 字南前田	一六〇・〇 単道改

二 供用開始する期日 平成十三年十月十四日

熊本県告示第七百八十六号
 平成十三年度一般会計補正予算及び特別会計予算は、平成十三年九月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和二十三年法律第六十七号)第一百九条第二項の規定により公表する。
 平成十三年十月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

公 告

熊本県公告第六百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十三年十月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 都市計画の種類

熊本市計画公園三・三・三十一号池上中央公園

熊本市計画公園四・四・二号八景水谷公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営鶴ヶ田台地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立てられたい。

平成十三年十月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営鶴ヶ田台地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年十月十五日から平成十三年十一月九日まで

三 縦覧場所

清和村役場

矢部町役場

熊本県公告第六百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡西合志町大字須屋字荒仕子道一六一六番一

千三百三・〇五平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市清水町大字新地五五番地七

熊本親和土地有限会社

熊本県公告第七百号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成十三年十月三日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十三年十月十二日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 争議行為の目的

増員要求等七十五項目の要求獲得

二 争議行為の日時

平成十三年十月十四日午前零時から本問題の解決に至るまでの期間

三 争議行為の種類

健康保険八代総合病院の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

四 争議行為を行う場所

健康保険八代総合病院施設の全職場及びその敷地（八代市松江城町二二二六）

熊本県公告第七百一号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一條の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十三年十月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 落札に係る物品等の名称及び数量

熊本県総合行政ネットワークに係る高速通信機器（ATM方式）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県企画開発部情報企画課

郵便番号八六二一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号

三 落札者を決定した日

平成十三年八月二十日

四 落札者の名称及び所在地

日本電気株式会社 熊本支店

熊本市水道町八番六号

五 落札金額

六億六千万円（外 消費税及び地方消費税三千三百万円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成十三年七月二日

熊本県公告第七百二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十月十二日

熊本県知事 潮谷 義子

一 競争入札に付する事項

1 件名 熊本県総合行政ネットワークに係るインターネット回線専用サービスの調達

2 調達役務名及び数量 インターネット回線専用サービス一式

3 調達役務の内容等 入札説明書及び要求仕様書による。

4 調達開始日 平成十四年一月一日

5 調達納入場所 熊本県庁

6 入札方法

(一) 入札金額は、当該調達役務の月額料金を記載すること。また、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和三十九年告示第四百二十号）の規定を準用する。

(三) 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

二 入札参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 第一種電気通信事業者又は第一種電気通信事業者と直接契約している販売代理店であること。

3 販売代理店の場合は第一種電気通信事業者の提供するインターネットサービスについて、販売する権利を有するものであること。

三 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

熊本県企画開発部情報企画課地域情報班（熊本県庁行政棟新館九階）

郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一 内線三〇八四

2 入札説明書の交付

(一) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(二) 交付期限は、平成十三年十月二十二日とする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成十三年十月二十三日 午後一時三十分

(二) 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟新館九階情報企画課OALーム

4 入札書の提出方法

三の3記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、三の1記載の場所に平成十三年十月二十二日までに必着するよう郵送書留郵便に限る。）

すること。

四 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県企画開発部情報企画課地域情報班（熊本県庁行政棟新館九階）

郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一一 内線三〇八四

五 その他

1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を三の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するとき
は、入札保証金の納付を免除する。

(一) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に
県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険
証券を提出したとき。

(二) 入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共
団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわ
たつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出した
とき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない
と認められるときに限る。）。

3 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を
履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札
は、無効とする。

4 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込
みをしたものを落札者とする。

5 最低制限価格

設定しない。

6 契約書作成の要否

否

7 その他詳細は、入札説明書による。

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条及び博物館の登録に関する規則
（昭和二十七年熊本県教育委員会規則第七号）の規定に基づき、次のとおり博物館を登録
した。

平成十三年十月十二日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

施設名	所在地	設置者
御船町恐竜博物館	熊本県上益城郡御船町大字御船九九五―三	御船町

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十月十二日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育委員会規則第三号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校学則（昭和四十年熊本県教育委員会規則第十六号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表 熊本県立球磨商業高等学校の項中、「商業科 経理科 情報処理科 国際教養科」
を「総合ビジネス科 情報処理科 国際教養科」に改め、熊本県立阿蘇清峰高等学校の項
中、「生物科学科 森林科学科 環境科学科 社会福祉科」を「生物科学科 林業・農業土
木科 社会福祉科」に改め、熊本県立八代農業高等学校の項中、「施設園芸科 農業経営科
農業土木科 福祉教養科 生活デザイン科」を「フラワークリエイト科 生産科学科 農
業土木科 福祉教養科 生活デザイン科」に改め、熊本県立芦北高等学校の項中、「普通科
農業科 林業科 家政科」を「普通科 農業科 林業科 福祉科」に改め、熊本県立苓洋
高等学校の項中、「普通科 情報処理科 海洋開発科 水産食品科」を「普通科 海洋開発
科 水産食品科」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会告示第四号

熊本県立高等学校学則（昭和四十年熊本県教育委員会規則第十六号）第四条第二項の規定により、平成十四年度の県立高等学校生徒の募集定員を次のように定める。

平成十三年十月十二日

熊本県教育委員会委員長 今村 潤子

平成十四年度県立高等学校生徒募集定員

（全日制の課程）

学 校	学 科 ・ コー ス	募集定員
済々黌高等学校	普通科	四〇〇
熊本高等学校	普通科	四〇〇
第一高等学校	普通科	三六〇
	普通科・英語コース	四〇
第二高等学校	普通科	三二〇
	美術科	四〇
熊本西高等学校	普通科	三二〇
	普通科・体育コース	四〇
	理数科	四〇
熊本北高等学校	普通科	三二〇
	理数科	四〇
東稜高等学校	英語科	四〇
	普通科	三二〇
湧心館高等学校	普通科・国際コース	四〇
	普通科・理数コース	四〇
玉名高等学校	普通科	一一〇
	情報処理科	四〇
荒尾高等学校	普通科	三六〇
	普通科・体育コース	二四〇
	理数科	四〇
	理数科	四〇

南関高等学校	普通科	四〇
	普通科・情報コース	二〇
鹿本高等学校	普通科・美術工芸コース	二〇
	普通科・スポーツコミュニケーションコース	二〇
菊池高等学校	普通科・ヒューマンコミュニケーションコース	二〇
	普通科	二八〇
大津高等学校	普通科・英語コース	四〇
	普通科・体育コース	四〇
阿蘇高等学校	普通科	二八〇
	商業科	八〇
小国高等学校	普通科	二四〇
	普通科・体育コース	二〇
高森高等学校	普通科・美術コース	二〇
	理数科	四〇
蘇陽高等学校	普通科	二〇〇
	商業科	四〇
御船高等学校	国際観光科	四〇
	普通科	二二〇
甲佐高等学校	普通科	一一〇
	普通科	八〇
宇土高等学校	電子機械科	二〇〇
	普通科	八〇
松橋高等学校	普通科・福祉教養コース	四〇
	商業科	四〇
八代高等学校	情報処理科	四〇
	普通科	四〇
	普通科	二〇〇
	普通科	三六〇
	普通科	二〇〇
	普通科・体育コース	四〇
	情報処理科	四〇
	家政科	四〇
	普通科	三二〇
	普通科	四〇

学 校	学 科 ・ コー ス	募集定員
苓洋高等学校	普通科・総合コース	四〇
翔陽高等学校	海洋開発科・海洋コース	二〇
	海洋開発科・栽培コース	二〇
(定時制の課程)	水産食品科	四〇
	総合学科	二八〇
学 校	普通科	四〇
	情報科学科・情報処理コース	三〇
	情報科学科・科学技術コース	一〇
	普通科	四〇
	普通科	四〇
	普通科	四〇
	商業科	四〇
	普通科	四〇
	衛生看護科	四〇
	普通科	四〇
天草高等学校	普通科	四〇
熊本工業高等学校	機械科	四〇
	電気科	四〇
	建築科	四〇
	機械科	四〇
八代工業高等学校	機械科	四〇

くまもとアートポリスアドバイザー委員会
 平成十三年度くまもとアートポリスアドバイザー委員会(第一回)を、次のとおり開催
 する。

なお、傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十月十二日

くまもとアートポリスアドバイザー 堀内 清治

一 開催日時

平成十三年十月二十五日(木)

午前十時から正午まで

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

発行所 熊本県
 平成十三年十月十一日印刷
 平成十三年十月十二日発行

熊本県庁本館十三階第一共用会議室
 三 議題

- 1 くまもとアートポリスの推進について
- 2 平成十三年度くまもとアートポリスの事業概要について
- 3 その他

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

- 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県土木部建築課アートポリス班

(電話〇九六一三八三十一一内線六二二五)

印刷所
 熊本市国府四丁目一〇一
 株式会社 秀巧社
 電話(代)〇九六一二八六一三三二番社八